

# 文教厚生常任委員会次第

令和2年5月7日（木）午後1時  
於 大会議室

## 1 開 会

## 2 議 事（福祉局、こども局、教育委員会関係）

### （1）付託された議案の審査

議案（1件）

議案第56号 令和2年度明石市一般会計補正予算（第2号）〔分割付託分〕

…………… 村田 教育委員会事務局次長（管理担当）

※資料参照

…………… 長田 子育て支援室長兼児童福祉課長

…………… 大久利 高齢者総合支援室課長

…………… 金井 学校教育課長

……… 久保田 広報相談室長兼あかし保健所副所長

### （2）報告事項

「緊急生活支援金事業」の貸付内容の変更について

※資料参照

…………… 西川 生活福祉課長

### （3）その他

## 3 閉 会

以 上

議案第56号関連資料

新型コロナウイルス感染症対策のための  
令和2年度5月補正予算(案)の概要について

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、市民生活の維持のため、国の国民一律10万円を給付する特別定額給付金及び児童手当を1万円増額する臨時特別給付金をはじめ、県との協調事業として、休業要請に応じた事業者への支援金のほか、市単独事業として、高齢者・障害者の日常生活支援に係るサポート利用券の発行、子育て世帯への追加給付金、感染者の入院等受入態勢の充実など医療提供体制確保のための経費等の追加を行おうとするものです。

1 一般会計

(1) 補正額 32,589,708千円 (補正後 146,981,539千円)

(2) 補正内容 ※補正額の単位は千円。一般財源は全て財政基金を活用。

項 目	補正額 (財源内訳)	所管
① 特別定額給付金給付事業費(国 補助率10/10) ・特別定額給付金 30,400,000千円 国の緊急経済対策 給付対象者数 304,000人(基準日(4月27日)において、住民基本台帳に登録されている者) 対象者1人あたり10万円 ・事務費 325,000千円 コールセンター・審査等給付金事務、口座振込手数料、郵送料、システム開発費、印刷物等作成料など事務費	30,725,000 (全額国庫)	産業振興室
② 無戸籍者・DV被害者特別定額給付金給付事業費 ・無戸籍者・DV被害者に対する特別定額給付金 給付対象者1人あたり10万円	1,000 (全額一般)	
③ 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費(国 補助率10/10) ・臨時特別給付金 445,000千円 国の緊急経済対策 給付対象児童数 44,500人 対象児童1人あたり1万円 ・事務費 18,000千円 口座振込手数料、郵送料、システム改修費、印刷物等作成料など事務費	463,000 (全額国庫)	児童福祉課
④ 児童手当受給者に対する緊急支援給付金事業費 ・子育て世帯への緊急支援として児童手当に上乘せ支給 給付対象世帯数 22,000世帯 対象世帯1世帯あたり1万円	220,000 (全額一般)	
⑤ 高齢者・障害者サポート利用券発行事業費 ・高齢者や障害者の日常生活に係る緊急の生活支援として、飲食物等のデリバリー、タクシーの利用等のサービスが受けられる利用券を交付 ・対象者 市内在住の70歳以上高齢者61,000人及び69歳以下の障害者手帳所有者17,000人 ・利用できるサービス 飲食物のデリバリーサービス(テイクアウト含む) タクシー乗車 ・給付額 1人あたり1万円(チケット500円×20枚)	811,000 (全額一般)	高齢者総合支援室
⑥ 家庭学習支援事業費 ・臨時休校期間中において、学習教材等について、郵便を利用した双方向のやり取りを行い、学力保障と相談支援を行う ・対象 明石市立小・中学校、明石養護学校、明石商業高等学校に通う児童生徒	23,000 (全額一般)	学校教育課
⑦ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 ・入院病床の確保等 173,700千円 感染症病床の運営にかかる医療従事者(臨時看護師の採用等)、危険業務従事者に対する手当、設備・資機材等整備、保護者不在児童の受入体制等に係る経費 ・診察・検査等の医療体制の確保 25,000千円 帰国者・接触者外来あるいは検体採取などの診療・検査体制の強化を図るほか、市内医療機関が感染症患者の病床確保のための空床補償等により医療体制を確保する	198,700 (全額一般)	保健総務課 ・ こどもセンター総務課
⑧ 休業要請事業者経営継続支援事業費(県市協調 県2/3 市1/3負担) ・対象者は(1)(2)(3)のいずれも満たす県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主 (1)休業要請、協力依頼、営業時間短縮の依頼(飲食店)に応じた事業所 (2)売上が4月において、単月で前年同月対比50%以上減少している事業所等 (3)事業を休業していること ・給付額は、中小法人100万円、個人事業主50万円 ただし、飲食店及び旅館・ホテル等については、中小法人30万円、個人事業主15万円 ・交付等事務は、市町からの委託契約に基づき県が一括して実施(事務費は全額県負担)	148,008 (全額一般)	産業政策課

**議案第56号関連資料**  
**新型コロナウイルス感染症緊急対策**  
**「高齢者・障害者サポート利用券発行事業」について**

**1 目的**

新型コロナウイルス感染による重症化リスクが高い高齢者や障害者の日常生活に係る緊急の生活支援策として、飲食物のデリバリーにかかる経費やタクシーの利用等のサービスが受けられる利用券を交付します。

また、チケットの送付と併せて、日常生活における困りごとを記載いただくハガキを同封し、市に連絡いただくことで、一人ひとりに寄り添うきめ細かな支援に繋がります。

**2 交付対象者**

- (1) 市内在住の70歳以上の高齢者(約61,000人)
  - (2) 市内在住の69歳以下の障害者手帳所有者数(約17,000人)
- ※令和2年4月27日現在

**3 利用券の対象となるサービス**

- (1) デリバリー等に要する代金
- (2) タクシー乗車代金

**4 給付額**

1人あたり10,000円(チケット500円×20枚)

**5 利用券の有効期間(予定)**

令和2年6月1日から令和2年12月31日

**6 予算額**

811,000千円

【内訳】給付額(委託料)	780,000千円
印刷封入封緘費等(委託料)	10,000千円
役務費(郵便料)	20,000千円
消耗品費等	1,000千円

**7 実施スケジュール(予定)**

5月上旬	利用店舗の募集開始
5月末日	対象者に利用券を発送
6月1日	利用券の使用開始
12月末日	利用券使用期限終了

「緊急生活支援金事業」の貸付内容の変更について  
～ 貸付が受けられない方の救済・コロナ退学直前の救済 ～

国が一人当たり10万円の給付金支給を決めたことを受け、4月までに社会福祉協議会で実施している生活福祉資金の貸付(新型コロナウイルス特例)を受けている世帯に、5月中に特別定額給付金10万円を早期支給することにより、当初予定していた緊急生活支援金10万円の貸付を変更し、生活福祉資金の貸付(新型コロナウイルス特例)を受けることができない人への「生活資金貸付」と、学費に困窮し退学が危ぶまれる学生への「学業資金貸付」を実施します。

記

1. 生活資金貸付

- (1) 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等により収入の減少があり、他の貸付その他施策によっても生計が維持できず、様々な事情により生活福祉資金(新型コロナウイルス特例)の貸付が受けられないもの。
- (2) 金額 1世帯あたり上限10万円(1回限り)
- (3) 内容 貸付(無利息・保証人不要)
- (4) 償還方法 原則、貸付後5年以内に償還するものとする。

2. 学業資金貸付

- (1) 対象者 明石市内から市の内外の大学、高等専門学校または定時制の高等学校に通学しているもので、今年度前期の学費の納期限が本年5月末日までに到来し、学費の免除や猶予の措置が受けられないもの。
- (2) 金額 1人あたり令和2年度上半期学費相当額 ただし上限50万円
- (3) 内容 貸付(無利息・保証人不要)
- (4) 償還方法 原則、大学等の卒業または退学後5年以内に償還するものとする。

3. 実施主体 明石市社会福祉協議会

4. 事業費

財源	明石市新型コロナウイルス対策緊急生活支援金事業補助金		
内訳	生活資金貸付	8,000	千円
	学業資金貸付	50,000	千円
	事務費等	2,000	千円

5. 受付期間 2020年(令和2年)5月1日～31日

6. 窓口 北庁舎(旧保健センター) 相談受付  
総合福祉センター 手続全般